

仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名：(社)日本経済団体連合会

1. 現行の取組

貴団体における仕事と生活の調和に係る現行の取組をご紹介ください。

1. 日本経団連の会合や講演会等における周知・広報

- ・ワーク・ライフ・バランスに関わる課題についての意見交換会開催(2009年9月9日)
- ・シンポジウム「子育てに優しい社会の実現を目指して」開催(2009年11月18日)
- ・改正労基法セミナーの開催(2009年7月8日・8月18日・10月7日)
- ・改正育児・介護休業法セミナーの開催(2009年11月19日)
- ・全国の経営者協会等で、春季労使協議に臨む経営側スタンスに関する講演会を実施し
その中で、仕事と生活の調和推進の必要性、推進に向けた取組の方向性について周知
・説明(2009年度延べ70回程度)
- ・日本経団連が出版する「経済Trend」5月号において「子育てに優しい社会づくり
～ワーク・ライフ・バランスの一層の推進を～」と題する特集を組み、子育て支援に関
する座談会の模様や各企業における取組事例を掲載。(2010年5月)

2. 調査・報告書の作成

- ・関連組織による「少子化問題に関する意識調査」の実施(2009年6月)
同発表(2009年8月)
- ・2010年度版「経営労働政策委員会報告」において、例年同様「ワーク・ライフ・バラ
ンスの推進」と題して、効率的、柔軟な働き方の推進等に向けた考え方を提示するとと
もに、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業の主な取組状況等につい
て掲載。(2010年1月)

3. 少子化対策の観点からワーク・ライフ・バランスに関する提言等

- ・アピール2009「日本復活のシナリオ 少子化・高齢化・人口減少社会への対応」発表
(2009年7月24日)
- ・「子ども・子育てビジョン」に対する意見(2009年11月24日)

4. 経団連成長戦略2010の公表

- ・「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略2010～」を発表し、ワーク・ラ
イフ・バランスの方向性や実現に向けた規制緩和を提言。(2010年4月)

5. 国によるワーク・ライフ・バランス推進活動への協力

- ・全会員企業・団体に対する「家族の日」「家族の週間」への協力要請

(2009年9月15日)

6. 都道府県経営者協会における取組状況(参考)

回答のあった各経営者協会実施分を記載

【北海道】

- ・経営者協会の委員会、部会にて「改正労基法」「改正育児・休業法」を説明

1. 労働委員会(2009年9月24日)

育児・介護休業法改正のポイントについて北海道労働局雇用均等室より説明を受けた。

2. 労働関係法部会(2009年10月26日)

労基法改正における実務的な取り扱いについて西林寛昌社会保険労務士より説明を受けた。

- ・改正育児・介護休業法セミナーの開催(2010年1月21日)

山口喜美社会保険労務士によるセミナーを開催し、48名の参加があった。

- ・外部委員会への参画

仕事と生活の調和推進会議(厚生労働省北海道労働局)

ワーク・ライフ・バランス推進に関するパンフレットや冊子を作成した。

(2010年3月)

- ・当協会刊行物等で周知

経営労務対策資料1月号に改正労働基準法の概要を掲載した。また、同誌の1月号、3月号、4月号に改正育児・介護法のポイントを掲載した。

【宮城県】

- ・人事労務研究会(毎月開催・47社で構成)で、改正労基法の勉強会を開催

(講師:県内の社会保険労務士)(開催日:2009年10月15日、2009年11月12日)

- ・会報掲載

改正育児介護休業法(2回)

改正次世代育成支援対策推進法(2回)

一般事業主行動計画策定について(2回)

日本経団連が行っている「家族の日」「家族の週間」における国民運動への協力

- ・宮崎労働局受託事業

一般事業主行動計画等策定支援事業を受託

・コンサルタント2名を配置し、一般事業主行動計画の策定・届出の支援を実施

・パンフレット等を作成し、訪問活動を展開

【茨城県】

・支部講演会

平成 21 年 7 月 31 日

東京電力(株)労務人事部ダイバーシティ推進室長 雨宮 弘子 氏

「東京電力におけるダイバーシティの取組みと課題」

主な内容：ダイバーシティ推進に取り組んでいる背景

3つの取りくみの柱（女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランス推進、職場の意識・風土の改革）

具体的な取組みと効果、課題・障害（男性と女性の意識の違い）など

・支部労働行政懇談会

平成 21 年 12 月 4 日

厚生労働省茨城労働局雇用均等室長 星 知里 氏

「改正育児・介護休業法について」

主な内容：改正育児・介護休業法における概要のポイントについて解説

・茨城 NPO フォーラム 2010（経営者協会他 7 団体の共催）

平成 22 年 2 月 19 日

メインテーマ「職場と暮らしに安心を～地域の協働でつくるセーフティネット」

分科会テーマ「多様な働き方を求めて」

パネラー マザーライフアソシエーション 代表 光畑 由佳 氏

連合茨城女性委員会 事務局長 綿引 すず子 氏

水戸ヤクルト販売(株) 代表取締役専務 内藤 学 氏

主な内容：女性が働きやすい職場づくりに取り組んでいる各社から事例発表頂き、その後ディスカッションを行った。

・行政・団体等主催事業の後援、会員企業への広報協力など

・「^{ひと}男と女・^{ひと}ハーモニートップセミナー」(茨城県)

・「仕事と子育ての両立」応援フォーラム(茨城県・全保連)

・「子育て応援企業フォーラム」(茨城県)

【愛媛県】

・機関誌によるワーク・ライフ・バランスに関する周知・広報(2009年9月)

・ワーク・ライフ・バランス推進に関するパンフレットの配布(2010年1月)

・改正労基法、改正育介法セミナーの開催(2010年3月)

・「えひめワーク・ライフ・バランス推進会議」への参加(2009年7月、2010年2月)

【熊本県】

・改正労基法、次世代法実務者セミナー(2009年7月27日)

・改正育児・介護休業法実務者セミナー(2010年3月17日)

講師は、熊本労働局担当課長または室長

【福岡県】

・改正労働基準法セミナーの開催

講師：大橋泰弘氏（社団法人日本経済団体連合会労働法制本部）

実施日：2009年6月26日

・一斉ボランティア実行デー「勤マルの日」の実施

目的：勤労者が気軽にボランティア活動に参加できるきっかけをつくる

内容：海岸の清掃、市街地の落書き消しなど福岡県内11か所における
ボランティア活動

実施日：2009年11月14日

・会員懇談会にてワーク・ライフ・バランスについての講演を実施

内容：仕事と生活の調和と労働基準法の改正

講師：松本和之氏（福岡労働局労働基準部監督課長）

実施日：2009年12月1、3、8日（県内3地区に分けて実施）

【新潟県】

・経営者協会主催による「女性リーダー生き生きセミナー」の開催

（2009年8月19日）

・講演（財）21世紀職業財団新潟事務局長

・パネルディスカッション

・グループ懇談

・労務管理セミナーの開催（2010年1月14日）

・テーマ 改正労働基準法のポイント等

【島根県】

講演会

・『改正労働基準法・改正次世代法・育児介護休業法』説明会&

ワーク・ライフ・バランスセミナー（主催は さわやか福祉財団）

開催日：2009年11月27日

（1）改正労働基準法について

講師：島根労働局監督課長

（2）改正次世代法・育児介護休業法について

講師：島根労働局雇用均等室室長補佐

（3）ワーク・ライフ・バランスで働きやすい社会をつくる

講師：渥美 由喜 氏

（株）東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長

・『経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスの効力を探る』

開催日：2009年1月25日

（1）経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス（基調講演）

講師：鍋山祥子氏（山口大学准教授）

（2）平成の大恐慌 あなたの会社は今をどう乗り切るか（座談会）

コーディネーター：澤 アツ子 氏（島根大学男女共同参画推進室室長）
パネリスト：千家 充伸 氏（㈱山陰合同銀行取締役人事部長）
：陶山 秀樹 氏（島根電工㈱代表取締役社長）
：来海 晶子 氏（山陰総業(有)取締役）

・ **改正労働基準法・育児介護休業法説明会の開催**

当協会が設置する「地区連絡協議会（県内6ヶ所）」で開催

講師：社会保険労務士、島根労働局監督課長、同雇用均等室室長補佐

・ **島根五者宣言**

島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会、連合島根、島根県、島根労働局の5団体（機関）で、連携して仕事と生活の調和を推進するための「島根五者宣言」を公表した。（2009年3月23日）

宣言の主な内容（「島根県仕事と生活の調和推進会議」提言とりまとめ）

1. 「仕事と生活の調和」を企業の売りに！
2. まずは職場に実情を語り合う場をつくろう！
3. しっかり仕事、すっきり帰宅！
4. 男性も生活を楽しもう！
5. みんな元気に生涯現役！

【山梨県】

・ **改正労基法講習会**

2009年9月 合同支部会議において4回開催

講師：山梨労働局 岡本監督課長

・ **(財)21世紀職業財団と共催でワーク・ライフ・バランス講演会を開催**

2010年2月16日

講師：(財)さわやか福祉財団 大畠政義 氏

講演：「くつ屋 メガネ屋 ボランティア屋 ワーク・ワーク・ワークから
ワーク・ライフ・バランスへ」

・ **改正育児・介護休業法について講習会**

2010年2月16日

講師：山梨労働局 雇用均等室 野口綾子 氏

【山口県】

・ **山経協主催セミナー等**

改正労基法対策講座 2009年12月22日（30名参加）

講師：日本経団連 労働法制本部主幹 輪島 忍 氏

改正育児・介護休業法説明会（講師：山口労働局）2010年3月30日（10名参加）

講師：山口労働局均等室長 笹川 康成 氏

・ **情報交換会**

会員企業における次世代育成支援対策の取組状況（26社） 2009年7月13日

・情報提供（全会員向けFAX情報便＝経協情報便）

育児・介護休業法改正のポイント（山口労働局資料から） 2010年1月25日

「労働時間管理等見直しガイドライン」の改正（厚生労働省資料から）

2010年3月29日

【静岡県】

- ・「平成21年度 静岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰」へ
会員企業を推薦。「特別賞」を受賞（2009年10月）
- ・当協会「第3回雇用労働員会」において、静岡県産業部就業支援局労働政策室
主催の「県政さわやかタウンミーティング」を開催。
「仕事と子育ての両立支援」をテーマとして、
 1. 静岡県の対策
 2. 一般事業主行動計画
 3. 企業内の子育て支援
 4. 育児休業について意見交換を行った（2010年1月27日）
- ・「しずおか仕事と生活の調和連携推進協議会」のメンバーとして、
 1. しずおか宣言「みんなで帰らざあ。」を採択し、PRに努めた
 2. 企業事例集と推進ポイントをまとめた小冊子を5000部作成し、
県内事業所に配布した（2010年3月）

【鹿児島県】

・経営者協会主催によるワーク・ライフ・バランスに関する講演会の開催

本会 8月例会 2009年8月4日

「少子化と労働力問題」

一橋大学大学院経済学研究科

及び国際・公共政策大学院 准教授 山重慎二氏

<主な内容>

少子・高齢化の現状と意味するものを説明し、労働力人口がかなりのスピードで減少することが予想されるので、これまで十分に活用されてこなかった人々（特に女性）を活用し労働力人口を増やす努力が重要。そのためには、女性に労働に参加してもらいやすい生活と仕事が両立できるような環境が整う必要がある。

ワーク・ライフ・バランスのとれるという働き方を可能にしていくことが、優秀な女性、労働に積極的に参加してくれる女性に労働市場で活躍してもらうために必要ではないか。

その他、公的な子育て支援、少子・高齢社会のビジョンなど。

・改正労基法、改正育介法セミナーの開催

経営者向け 2009年7月24日「労働基準法の改正ポイントと企業の対応について」

特定社会保険労務士 北野 公 朗

担当者向け 2010年2月4日「労基法の一部改正に伴う就業規則等の見直し方法と留意点」

特定社会保険労務士 北野 公 朗

【高知県】

セミナー・説明会の開催

- ・次世代育成支援対策法と企業向け雇用関係助成金の説明会（2009年5月21日）
講師 高知労働局 雇用均等室長及び社会保険労務士 有沢 功氏
- ・公開セミナー「改正育児・介護休業法への対応」（2009年6月5日）
講師 経営法曹会議会員弁護士 石井 妙子氏
- ・公開セミナー「改正労働基準法への対応」（2009年9月18日）
講師 経営法曹会議会員弁護士 伊藤 昌毅氏
- ・高知経協 労務管理者協議会 例会（2010年1月19日）
テーマ「改正労働基準法に対応した就業規則の整備」
講師 高知県社会保険労務士会 副会長 横田 隆雄氏
- ・公開セミナー「企業の子育て応援対応セミナー」（2010年2月23日）
～ 育児支援等に関する高知県内企業の取組状況～
講師 高知大学人文学部 教授 中川 香代氏
～ 企業の育児支援等への取組事例～
発表 ひまわり乳業(株) 総務部長 下村 泰司氏
〃 土佐ガス(株) 取締役 久保 寛子氏

調査報告書等の作成配布

- ・次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画策定に関するパンフレット配布
(2009年5月)
- ・講演会講演録の作成配布「改正育児・介護休業法の解説と対応」
(2009年10月)
- ・講演会講演録の作成配布「改正労基法への具体的な取組の仕方」
(2009年12月)
- ・一般事業主行動計画に関する調査結果の作詞配布
(2010年3月)

【香川県】

・経営者協会主催によるワーク・ライフ・バランスに関する講演会の開催

1. 2009年9月16日および2009年9月17日

【講師】労働新聞社 実務相談室長兼編集局次長（社会保険労務士）長谷川 央 氏

【内容】次世代育成法に対応した一般事業主行動計画策定の手順・進め方

【講師】21世紀職業財団 香川事務所 雇用管理アドバイザー 徳田 泰介 氏

【内容】ワーク・ライフ・バランスの実現と次世代育成を支援する助成金について

2. 2009年11月19日

【講師】㈱ビッグバン 代表取締役 山下 益明氏

【内容】経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス

【講師】ユニ・チャームプロダクツ㈱ 生産統括部 人事総務グループ 土肥 映子氏

【内容】ユニ・チャームプロダクツにおける次世代育成への取り組み

3. 2009年11月25日

【講師】白川労務管理事務所 社会保険労務士 白川 博章氏

【内容】ワーク・ライフ・バランスの実現をめざして

4. 2010年2月19日

【講師】学習院大学 経済学部経営学科 特別客員教授 木谷 宏氏

【内容】経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス

・改正労基法、改正育介法セミナーの開催

1. 2009年11月19日および2009年11月25日

【講師】香川労働局 雇用均等室長 溝田 景子氏

【内容】改正育児・介護休業法のポイント

2. 2009年11月25日

【講師】香川労働局 労働基準部監督課 労働時間設定改善指導官 田淵 和子氏

【内容】改正労働基準法のポイント

・ワーク・ライフ・バランス推進に関するパンフレットや冊子の作成・提供

1. 一般事業主行動計画作成・公表マニュアル (2009年8月)

2. 一般事業主行動計画策定に向けて(ワーク・ライフ・バランスの講演録と調査報告) (2009年12月)

3. 平成21年度改正次世代育成支援対策推進法に対応した一般事業主行動計画策定等支援事業への取り組みについて(ワーク・ライフ・バランスの講演録と香川県の次世代育成支援行動計画) (2010年2月)

4. 行動計画策定支援ガイドブック(企業の事例紹介) (2010年3月)

【埼玉県】

・改正労基法、改正育介法セミナーの開催

2009年7月1日 「第28期 人事・労務・総務・庶務・現場管理者担当者養成講座」

第4講 改正育児介護休業法、男女均等と母性保護 ほか 弁護士 新 弘江

2009年9月8日 「改正労働基準法と企業の労働時間の見直し」

弁護士 安西 愈

2009年11月11日 「新育児介護休業法、新パート法などをめぐる実務と法律問題」

弁護士 木下潮音

2010年2月10日 「西部地区協議会」

講演：改正労働基準法、改正育児介護休業法など 弁護士 新 弘江

・ワーク・ライフ・バランスに関する講演会(セミナー)の開催(男女共同参画関係)

2010年3月18日 「第23回生き生き職場体験交流の集い」

基調講演：曙ブレーキ工業(株) 人事総務部門人事企画室

室長 前上亮子

事例発表：ポラス(株)、川口信用金庫、フジノン(株)

・ **ワーク・ライフ・バランス調査の実施**

2009年5月報告 「ワーク・ライフ・バランス調査」

育児介護休業制度その他の両立支援について

「一般事業主行動計画」導入状況

ワーク・ライフ・バランスに取り組む理由及び効果

ワーク・ライフ・バランスに関する登録状況と内容

・ **埼玉県あったか子育て企業賞への企業推薦、審査会への参画**

2009年度 第3回「埼玉県あったか子育て企業賞」

推薦企業：川口信用金庫、奨励賞受賞

・ **ワーク・ライフ・バランス推進に関する冊子の作成**

管理監督者のための「採用から退職までの法律実務」〔改訂第15版〕

昭和51年初版発行

全417頁

著者：弁護士 安西 愈

【鳥取県】

・ **改正労基法セミナーの開催**

2010年1月14日開催

テーマ「改正労働基準法のポイント」

講師：鳥取労働局労働基準部監督課長 西本直哉氏

改正のポイントと過去の違反事例（違反件数の多い事例）を交え、労務管理者として法令遵守のポイントを説明していただきました。

2010年2月5日開催

テーマ「改正労働基準法について」

講師：社会保険労務士 本池卓義氏

主な改正内容の説明と労働基準監督署の調査対策について説明していただき調査対策では注意事項、改ざんの厳禁等について解説を受けました。

・ **ワーク・ライフ・バランスに関する講演会の開催**

・ 2009年6月24日

テーマ「職場におけるメンタルヘルス対策と予防」

講師：産業カウンセラー 鈴木直子氏

職場におけるメンタルヘルス対策とライフワークバランスの重要性について説明していただきました。

【東大阪】

・ワーク・ライフ・バランス研修会

主 催：東大阪地域労使会議（連合大阪河内地域協議会、東大阪経営者協会）

開催日時：平成 21 年 4 月 6 日（月）14:00～19:00

会 場：ホテルアウィーナ大阪「生駒の間」

内 容：*基調講演

「労使で取り組むワーク・ライフ・バランス」

～会社を元気にする処方箋～

講師：荒金雅子氏（㈱クオリア代表取締役）

*グループ討議と発表

*総括とコメント

参加者：約 100 人

* 改正労基法説明会

主 催：東大阪経営者協会、労務・人事委員会

開催日時：平成 21 年 8 月 26 日（水）

会 場：東大阪経営者協会会議室

内 容：改正労基法の改正部分の説明と質疑応答

東大阪労働基準監督署次長多田淳子氏

改正労基法に対応したし改正労基法就業規則の整備

アクトオフィス代表松島ともみ氏（社労士、キャリアコンサルタント）

参加者：約 50 人/社

* 本年度の労働基準行政の運営について

主 催：東大阪経営者協会、労務・人事委員会

開催日時：平成 21 年 5 月 26 日（火）

会 場：東大阪経営者協会会議室

内 容：大阪仕事と生活の調和推進会議検討項目の説明と

これに関する助成金等解説

参加者：約 30 人/社

【三重県】

・厚生労働省受託の「一般事業主行動計画策定等支援事業」の一環として、講演会の開催（6回）好事例集の作成、企業訪問によるコンサルタントの相談業務（223社）を実施

（2009年4月～2010年3月）

講演会プログラム

第1部「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう」

講師：大地 勉 氏（株式会社百五経済研究所経営コンサルティング部 部長兼主席研究員）

第2部「一般事業主行動計画策定の進め方」

改正次世代育成支援対策推進法及び改正育児・介護休業法のポイント

講師：播磨 久美 氏（三重県労働局雇用均等室 地方育児・介護休業指導官）

・一般事業主行動計画策定の進め方

講師：大地 勉 氏（株式会社百五経済研究所経営コンサルティング部 部長兼首席研究員）

・経営者協会主催による「改正労基法・改正育児・介護休業法・説明会及び施行直前セミナー」
の開催（2010年1月27日）

プログラム

第1部 説明会

改正労働基準法のポイントと企業の留意点

講師：三重県労働局監督課長 紀伊 洋一 氏

育児・介護休業法改正について

講師：三重県労働局雇用均等室長 鈴木 里美 氏

第二部 セミナー

「改正労基法に対応した就業規則・労使協定の作成方法」

講師：楠井法律事務所 弁護士 西澤 博 氏

・みえ雇用創出会議（三重県・三重経営者協会・連合三重）主催によるシンポジウムの
開催ならびに報告書の作成（2010年2月17日）

「取り組んでいますか仕事と生活の調和」シンポジウムプログラム

* 基調講演「ワーク・ライフ・バランス実践が男女の働き方を変える」

講師：学習院大学経済学部教授 脇坂 明 氏

* パネルディスカッション

テーマ「仕事と生活の調和」今後の取り組みについて

コーディネーター 学習院大学教授 脇坂 明 氏

パネリスト 三重労働局長 柳瀬 倫明 氏

パネリスト (株)百五銀行人事部人事課調査役 北澤 浩二 氏

パネリスト 連合三重副会長 西井 達子 氏

【福島県】

- ・福島県、連合福島と共に11月17日～26日の間の5日間にキャラバンを組み、県内企業9社を個別訪問して、仕事と生活の調和が取れた働き方ができる職場環境づくりを要請する活動を実施した。
- ・県連傘下の会員企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みについてのアンケート調査を8月に実施。

【滋賀県】

・次世代育成支援センターの設置（厚生労働省よりの依頼）

平成17年度より、一般事業主行動計画策定・実施に関する一般事業主に対する相談援助を行うため、滋賀県における「次世代育成支援センター」として、推進員を配置。平成21年度も引続きセンターとして支援活動を実施。

・一般事業主行動計画策定等支援事業（厚生労働省滋賀労働局よりの委託事業）

次世代法の改正により、平成23年4月1日より一般事業主行動計画の策定・届出の

義務付け範囲が拡大され、滋賀県内の 101 人以上 300 人以下の企業に対し、個々の対象企業の実情に応じてきめ細やかに個別相談援助等を実施。

【主な実施内容】

好事例集の作成・配布

一般事業主行動計画策定 講習会の開催 < 3 回 >

相談の実施 < 巡回相談及び個別相談 > 約 200 社

地域情報の提供 ・ 11 月：リビングに掲載 ・ 3 月：毎日新聞、京都新聞に掲載

*** 講習会の内容**

改正労働基準法について

改正次世代育成支援対策法について

一般事業主行動計画策定の実務

一般事業主行動計画策定企業の事例発表

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録について

両立支援、各種助成金について

・一般事業主行動計画策定普及啓発アドバイザー設置事業（滋賀県よりの委託事業）

次世代育成支援対策法の行動計画策定において、従業員 100 人以下の企業では努力義務とされていることもあり、ほとんどの企業で策定・届出がされていない。そのため、アドバイザーを設置し、100 人以下の企業に対して、計画策定の指導・助言を行った。同時に、滋賀県が推進する「ワーク・ライフ・バランス推進企業登録」を進めるため、企業訪問を実施した。平成 21 年度の企業訪問件数は、約 250 社。

・「仕事と生活の調和推進会議しが」に参加

【取組具体例】

- ・ 団体としての取組の宣言や取組状況の発信
- ・ 団体の活動方針等で打ち出している推進項目の実践や更なる具体化
- ・ 現在取組を進めている事業の着実な実施や事業の拡充
- ・ W L B 推進企業登録の促進に向けた組織的な働きかけ
- ・ 子育て支援や地域活動を通じた取組の推進
- ・ 構成団体の連携、共催等による取組の実施

・女性力活性化研究会の開催

【主旨】

労働人口が減少する中、女性の職場定着や活性化を図るために、女性の女性による専門研究会を設置し、雇用の定着や職場環境の整備、組織活性化へつなげる。

【活動内容】

女性の潜在能力を再発掘を目指すことにより、結果的に「ポジティブアクション」の推進や「ワーク・ライフ・バランス」の支援を積極的に取り組むことになり、社内の機能的な改革につながることになる。一方、新しい時代の働く女性のあり方を考え、刺激しあい、「人財」としての女性経営者・女性管理職が多く生まれることを期待して活動した。

* 平成 21 年度 8 回開催 参加企業数 22 社

【福井県】

・ **一般事業主行動計画策定推進説明会**

次世代育成推進法に基づき、仕事と子育ての両立課題の歌なるような環境整備のための、行動計画策定のための説明会を（2009年7月県内5箇所）開催

・ **改正労働基準法の説明会**

労働局担当官による改正の主旨、ポイントについての説明会(2009年9月)

・ **育児・介護休業法改正の広報**

労働局の要請を受け、機関紙で法改正の広報(2009年10月)

・ **均等・両立推進企業の視察と結果広報**

均等・両立推進の優良企業として厚生労働大臣賞を受賞した企業を視察し、その結果を機関紙で広報（2009年12月）

・ **改正労働基準法実務取り扱いに関するセミナー**

社会保険労務士を講師として、実務面での取り扱いについてセミナー開催

(2010年2月)

・ **改正育児・介護休業法の説明**

労働局担当官を講師に説明会を開催（2010年2月）

2. 取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

1. 職場や働く者の理解、意識改革の難しさ

職場や働く者の仕事と生活の調和に対する理解が十分ではないため、各種の制度等を整備しても活用が進まない。

日本経団連が実施した「2009年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」（2009年9月25日公表）でも、WLB推進の課題として「一人ひとりの意識改革の難しさ」を挙げる企業が約70%となっており、年々改善してきているものの、依然他の要因と比較して高い数値となっている。

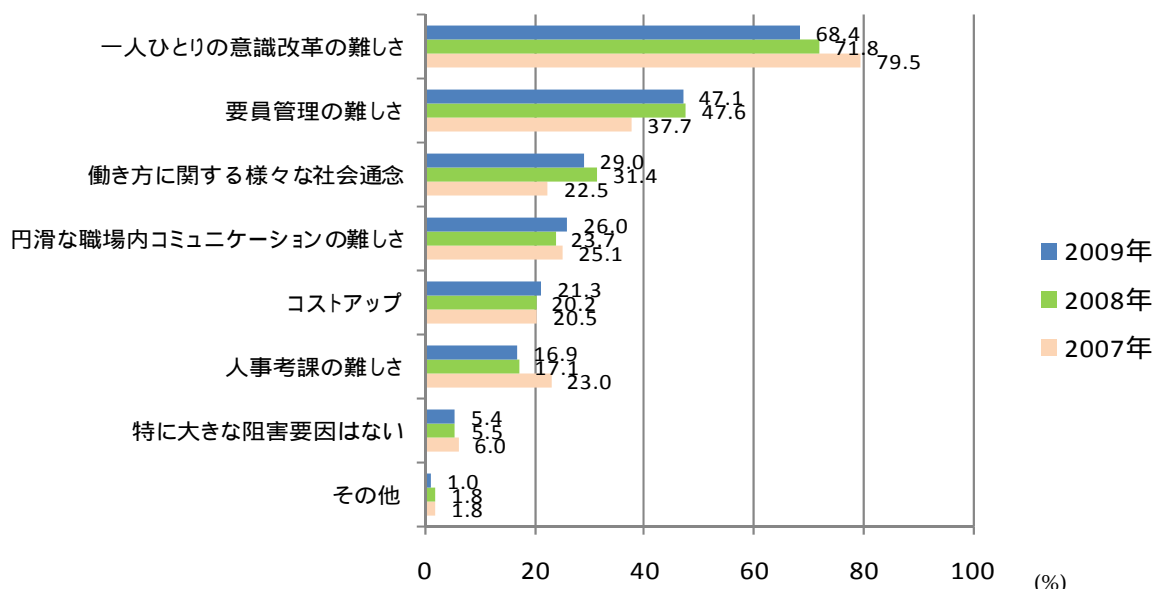
2. 要員管理・労務管理の煩雑さ

短時間勤務や長期間の育児休業の取得などで不足する労働力の融通が困難であること、また、短時間勤務者や育児休業取得者は通常勤務の従業員とは異なる個別の労務管理が必要となるなど、要員管理・労務管理が煩雑であり、各企業の取組を進める上で障壁となっている。

トップ・マネジメント調査においても約50%の企業が阻害要因に挙げており、高い値で推移している。

（参考）「2009年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」

【ワーク・ライフ・バランスに関する諸施策が社内で広く導入・活用されていく
上での阻害要因（複数回答）】



3. 仕事と生活の調和を実現するための社会基盤が不十分

子育て世帯の仕事と育児の両立を可能とするためには、多様な働き方に対応する柔軟な保育サービスを拡充する必要があるが、特に大都市圏における低年齢児童向け保育サービスが不足し、待機児童問題が顕著となっており、仕事と育児を両立するための社会基盤が十分でない。

3. 取組をさらに進めるという観点から政府・地方公共団体に期待すること（要望等）

- ・ 子育て世帯の仕事と育児の両立を可能とするためにも、保育制度の抜本改革を早急に進め、多様な働き方に対応する柔軟な保育サービスの拡充をおこなっていただきたい。
そのためには、公費投入の拡大と各種規制の見直しを通じて企業やNPOの参入を促進し、保育サービスの拡充を図ることが必要である。
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉は国民の間に浸透してきているものの、正しい理解が十分ではなく、また自分自身の問題として捉えていない。
日本経団連としても多くの機会を通じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進の必要性を訴求していくが、政府・地方公共団体においても更なる推進に向けた情報発信等をお願いするとともに、既存の子育て支援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する様々な事業や取組について、国全体として一体感のある国民運動に再構築していただきたい。
- ・ 仕事と生活の調和は職場の実態に合った取組が必要であり、生産性の向上や効率的な働き方の追求を通じて、労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進などを進めることが重要であることから、具体的取組については法的な措置に委ねることなく、個別労使の取組を推進するという観点から政策を進めていただきたい。
とりわけ、政策的な支援が求められる中小企業に対しては、地域と国による支援体制の強化が望まれる。

4 . その他

特記事項があれば記載願います。